

戸塚区連合町内会自治会連絡会11月定例会 議 題 説 明 書

健康福祉局総務課

議題名：電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について
【内容】 【趣旨】 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付金を支給します。 【概要】 (1) 対象者 ①住民税非課税世帯(基準日:令和4年9月30日) ②家計急変世帯 ※ いずれも、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。 (2) 支給額 1世帯あたり5万円(支給は1回のみ) (3) 申請受付期間 令和4年11月15日から令和5年1月31日まで (4) 申請手続 世帯の状況により、必要な手続きが異なります。 なお、令和4年度住民税非課税世帯のうち、臨時特別給付金を横浜市から受給している世帯については、申請手続きが不要となる場合があります。 【問合せ先】 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター 0120-045-320
【例年あげている議題か？】 今回初めての議題です。
【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】 【各単会の会長に何を依頼したいのか？】(具体的に記入してください。) 事業の内容周知のため、各自治会町内会に1部ずつ資料を配布いたしますので、ご承知おきください。
【その他、注意することなど】

横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰

問合せ先 緊急支援給付金コールセンター

担当部署 健康福祉局総務課臨時特別給付金担当

担当者名 吉田、高橋

TEL 671-4754 FAX 664-4739

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について（情報提供）

1 給付金の概要

(1) 趣 旨	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付金を支給します。
(2) 対象者	①住民税非課税世帯（基準日：令和4年9月30日） ②家計急変世帯
(3) 支給額	1世帯あたり5万円
(4) 申請受付期間	令和4年11月15日から令和5年1月31日まで（必着）

2 申請手続

① 住民税非課税世帯

対象となる世帯には、横浜市からご案内をお送りします。（封筒見本別添）

世帯の状況により、申請方法は異なります。

申請関係書類	申請方法	該当する主な世帯
A 「支給のお知らせ」 (11/14 から発送)	申請手続き不要 （「お知らせ」記載の口座に12月中旬頃に振込）	臨時特別給付金（10万円）を 世帯主の口座で本市から受給済み
B 「確認書（申請書）」 (11/15 から発送)	必要事項を記入、添付書類とともに返信用封筒で 返送	臨時特別給付金を 世帯主の口座以外 で受給済み
C 「申請書」 (11/15 から配架等)	申請書を入手し、必要事項を記入、添付書類とともに 郵送 で提出	臨時特別給付金を未受給で、令和4年1月2日以降に 市外転入者がいる

② 家計急変世帯

申請書の提出が必要です。「申請書」を各区の申請サポート窓口や市ウェブサイトを通じて入手し、必要事項を記入の上、添付書類とともに**郵送**で提出してください。

3 お問合せ先

(1) 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

【9時から19時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。】

電話：0120-045-320、FAX：0120-303-464（耳の不自由な方のお問合せ用）

(2) 申請サポート窓口（各区役所にて申請書の記入などをサポート）

【9時から17時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。】

※ 広報よこはま11月号に申請方法等を掲載しています。

※ 横浜市民生委員児童委員協議会11月理事会にて、同じ内容を情報提供させていただいています。

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当
吉田、高橋
電話番号：671-4754
FAX 番号：664-4739

【横浜市からの案内封筒】

令和4年11月発送



電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内

支給対象と申請の手続き

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

①非課税世帯

令和4年9月30日時点で
横浜市に住民登録があって
世帯全員の令和4年度※

「住民税均等割が非課税」の世帯

※令和3年1月1日から令和3年12月31日の
間に得た収入が対象

②家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民登録
があって、予期せず家計が急変
したことで収入が減少し、世帯
全員が**「住民税非課税相当」**の
収入となった世帯

下記3パターンに分かれます

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

B 「確認書」が届く世帯

C 「申請書」の提出が必要な世帯

詳しくは裏面 ① へ

申請が必要です

横浜市ウェブページからダウンロード、
または区役所で書類を受け取り、
申請書を、添付書類と一緒に、郵送で
提出してください。

詳しくは裏面 ② へ

給付金の支給額

1世帯あたり**5万円**

申請期限(必着)

令和5年1月31日(火)

横浜市 緊急支援 給付金

検索



特設ページ

※①と②の場合であっても、世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていないことが支給の条件です。

給付金の申請手続き

① 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、**10月19日**までに、**世帯主口座**で受給した世帯です。
- 記載内容に変更がない場合、**返信は不要**です。お知らせ記載の日振込みます。

B 「確認書」が届く世帯

- ①住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、**世帯主口座以外**で受給した世帯、
②住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、10月20日以降に**世帯主口座**で受給した世帯、
③世帯の全ての方が令和4年1月1日以前から横浜市にお住まいの世帯です。
- 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返信**してください。

C 「申請書」の提出が必要な世帯

- 世帯の中に令和4年1月2日以降に市外から転入した方がいる世帯です。
- 横浜市ウェブページからダウンロード、または区役所で書類を受け取り、申請書を、添付書類と一緒に、**郵送**で提出してください。

② 家計急変世帯 (予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯)

- ①以外の世帯で、**令和4年1月～12月**の間に予期せず家計が急変した世帯に対する給付金です。
- 申請書類等は、横浜市ウェブページからダウンロード、または区役所で書類を受け取り、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。

お問合せ

横浜市
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
コールセンター

0120-045-320

受付時間:9:00～19:00 ※土日祝、12/29～1/3を除く
※受付日時は変更することがあります。

FAX番号:0120-303-464

(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付時間:月～金曜日 :9:00～17:00

※受付日時は変更することがあります。

